

## 弘前市教育委員会会計年度任用職員(事務員)募集要項

### 【文化財課（旧弘前偕行社）】

旧弘前偕行社において、来館者の対応・受付業務等を行う会計年度任用職員を募集します。

#### 1 募集職種、業務内容及び採用予定人数

募集職種	業務内容	採用予定人数	採用予定日
会計年度任用職員 (事務員)	・一般公開へ向けた準備作業全般 ・来館者の受付や案内、館内のガイド、入館料や刊行物販売代金の徴収・保管等の会計事務 ・貸室に関する案内、備品等の準備や片付け ・日常的な清掃、軽微な除排雪、芝生や植栽の水やり等の作業 ・開館及び閉館時の解錠施錠、ドアや窓の開け閉め、照明の消灯確認等の作業 ・業務日誌や入館者集計表の作成 ・備品や什器等の管理 など	5人	令和6年11月18日

#### 2 応募資格

Word、Excelなど基本的なパソコン操作ができること（必須）  
※以下の知識または経験があれば尚可です。

- ・旧弘前偕行社に関する知識
- ・上記の「1 募集職種、業務内容及び採用予定人数」の「業務内容」に類似する業務の経験

#### 3 雇用期間

令和6年11月18日から令和7年3月31日まで。  
以降については、業務が継続する場合に、本人の勤務状況等により判断して1回を上限に再度の任用を行う可能性あり。なお、最初の1か月は条件付採用期間となります。

#### 4 勤務場所、勤務時間等

配属先	勤務場所	勤務時間等
文化財課	旧弘前偕行社 (弘前市大字御幸町8番地10)	休日：毎週火曜日とその他の曜日1日、祝日法に定める祝日・休日及び年末年始（12月29日～1月3日） 勤務時間：週30時間（①8:30～15:15、②10:15～17:00、③11:45～18:30、④14:15～21:00） 休日勤務：可能性有 時間外勤務：可能性有

※休日の「その他の曜日1日」については、原則所属で割振りした日となります。  
※勤務時間については、①～④の全てのシフトに対応可能な方を募集します。

- 5 休暇 (1)年次有給休暇：任用時に、4日を付与。以後、再度の任用時に勤続年数に応じた日数を付与。  
(2)その他の休暇（取得条件あり）：
  - ・有給（忌引休暇、生理休暇、夏季休暇、結婚休暇、公民権行使のための休暇、現住居滅失等による休暇、災害等出勤困難による休暇、災害時退勤途上危険回避による休暇、証人・鑑定人・参考人等としての出頭、妊娠中等定期健診のための休暇、産前・産後休暇、出生サポート休暇、配偶者出産休暇、男性職員の育児参加休暇）
  - ・無給（病気休暇、療養休暇、骨髄等ドナー休暇、妊産疾病休暇、育児時間、子の看護休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間）
- 6 給与等
  - (1)給料／報酬 月額125,496円（再度の任用時に報酬が加算となる場合があります）
  - (2)通勤手当／費用弁償 通勤方法と距離に応じて支給（片道2km以上の場合に支給、交通機関利用の場合は定期代（1か月当たり月額55,000円以内）、交通用具利用の場合は距離に応じて31,600円以内）
  - (3)給与締切日 月末締め
  - (4)給与支払日 当月21日※賞与（期末・勤勉手当）について令和6年12月分は支給対象外です。  
（翌年度、再度の任用がされた場合は令和7年6月分から支給対象となります。）
- 7 社会保険等 社会保険（健康保険（青森県市町村職員共済組合）、厚生年金）及び雇用保険に加入。
- 8 応募方法 市販の履歴書に必要事項（氏名、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、免許・資格、志望動機）を記入、顔写真を貼付の上、弘前市教育委員会教育総務課人事係（弘前市役所岩木庁舎3階）へ持参または郵送により提出してください。
- 9 申込先 〒036-1393 青森県弘前市大字賀田一丁目1番地1  
弘前市教育委員会教育総務課人事係
- 10 受付期間 令和6年9月30日（月曜日）から令和6年10月25日（金曜日）17時まで（必着）。  
※なお、郵送による場合は、令和6年10月25日（金曜日）17時までに到着したものに限り受付します。また、郵送用封筒の表に「文化財課事務員選考申込」と朱書きしてください。
- 11 選考方法 令和6年11月7日（木曜日）（予定）に個人面接を実施し、採用者を決定します。面接日時については、令和6年10月28日（月曜日）以降にお知らせする予定です。
- 12 服務 任用時に、地方公務員法第31条の規定に基づき、服務の宣誓を行っていただきます。また、任用期間中は、以下の義務を負うこととなります。
  - (1)法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）

- (2) 信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- (3) 秘密を守る義務（同法第34条）
- (4) 職務に専念する義務（同法第35条）
- (5) 政治的行為の制限（同法第36条）
- (6) 争議行為等の禁止（同法第37条）

### 13 その他

- (1) 地方公務員法第16条の欠格条項（次のアからウ）に該当する方は申し込みできません。
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 弘前市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 営利企業の従事（兼業）については、一律に禁止するものではありませんが、内容によっては制限がありますので、事前にご確認ください。

### 14 問い合わせ先 弘前市教育委員会教育総務課人事係（電話：0172-82-1639）